



## クーリングオフ

Q. どんな契約でもクーリングオフは出来ますか

A. いつでもどんな場合でもクーリングオフできるわけではありません。クーリングオフの制度があるのは、法律で定められた取り引きです。契約がいったん有効に成立したら一方的に変更したり破棄したり出来ませんが、クーリングオフはその例外です。思いがけない勧誘によって、その場で申し込んだり契約締結した場合でも、一定期間は考え直す時間を設け、無条件で申し込みの撤回や契約解除ができる制度です。

ここでは市消費者センターに寄せられる相談で最も多い特定商取引法で定めるクーリングオフについて説明します。

取り引きの形態により、クーリン

グオフ期間は次の通り定められています。

●8日間＝訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供（エステ、美容医療、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）、訪問購入（不用品・貴金属買い取り）。

●20日間＝連鎖販売取引（マルチ商法、ネットワークビジネス）、業務提供誘因販売取引（内職・副業商法）。

常設店舗で購入したもの・契約したサービス、ネット通販やテレビショッピングなど、営業のための契約にはクーリングオフ制度はありませんので、契約は慎重にしましょう。クーリングオフは期間内に必ずはがきなどの書面で事業者宛に通知します。クーリングオフをすると支払ったお金は返金され、商品が手元があれば返します。ご不明な点は同センターにご相談ください。

## 《消費者相談》

●平日の午前10時～正午、午後1時～4時＝市消費者センター ☎473・4505

●平日および土曜・日曜日、祝日の午前10時～午後4時＝消費者ホットライン ☎188